

老人保健制度・児童手当制度改正についての連合の対応

1991.4.9

老人保健制度改正について

以下の項目を中心に政府案の修正・補強を期す。

1. 公費負担の拡大

政府案によると、平成3年度満年度ベースで390億円の増。

施策は、老人保健施設の療養費および介護体制の整った老人病院の入院費という介護費用に限定して現行3割を5割に引き上げることとしている。

政府案の補強として

老人保健施設の拡充 平成元年度 150 力所 2 年度 250 力所 3 年度 275 力所
11 年度 3,500 力所 28 万床 計画の前倒しで整備充実
特例許可老人病院 基準看護承認病棟の増床
入院医療管理承認病棟（定額払い）の増床
91 年 1 月末 123 病院 20,102 床
特例許可老人病院数 1,081 病院 143,406 床

連合の修正として

老人訪問看護制度創設に伴う同制度に対する公費負担の拡充
一般病院における老人入院費の公費負担拡充
精神病棟の痴呆性老人入院費の公費負担拡充
デイケアに対する公費負担拡充
在宅医療に対する新たな公費負担の導入

2. 患者一部負担の圧縮

政府案では、外来 1 月 800 円を 1,000 円に、入院 1 日 400 円を 800 円に引き上げ、これによる財政効果は 1,180 億円。

連合の修正として、公費負担のバランスを考慮して引き上げの圧縮をはかる。

3. 一部負担改定指標の変更

政府案では、患者一部負担の割合が一定水準（5%、現行は3.2%）に維持されるよう医療費の伸びに応じて引き上げていくスライド制を導入する。

連合の修正としては、医療費スライドを物価ないし基礎年金額の伸び率（高齢者の生活水準の変動）に変更。

4. 看護婦、保健婦等のマンパワー確保対策

政府の対応：

厚生省はこのほど（3月18日）「医療保健・福祉マンパワー対策本部」の中間報告を公表した。

これによると、保健医療・福祉マンパワーの総数は、98年で220万人（労働力人口に占める割合は3.6%）、2000年には346万人（同5.1%）が必要と試算。平成3年度予算では、需要の増大に対応したマンパワーの供給拡大、サービスの受け手の自立自助の促進、国民皆参加によるサービスの推進等を提起。報告で提起している課題 マンパワーの社会的評価の向上、労働条件の改善、要請力の強化、潜在マンパワーの就業促進 などについては来年度予算で対応することとしているほか、今後の中長期の対策なども引き続いて検討する予定。

連合の補強：

保健医療・福祉マンパワーの確保は、3Kに代表される労働条件の改善が基本である。さらに、潜在マンパワーの就業促進も「中高齢者の活用も含めた総合的・長期的視野にたった計画的かつ確実な施策展開が必要」（日経連・健保連との共同提言）である。

このため、今後のマンパワー需給見通しの策定や内閣として責任のある「保健医療・福祉マンパワー対策機関（仮称）」を設置し、賃金・労働時間の大幅な改善、人材養成・確保の具体的年次計画の策定などマンパワー対策の一層の拡充を求める（「要求と提言」）。

5. 制度外負担解消の速やかな実行

政府の対応：

老人病院における保健外負担は85年に27,530円が、90年には22,520円と5000円ほど低くなっており、お世話料等の名目がはっきりしないものはとらないよう適切な指導をしている（衆院予算委分科会3/12厚生省答弁）。

連合の補強：

政府の資料に対し、実態はもっと高い（朝日新聞4/2報道）。保険から支給される介

護料などが含まれている可能性あり。

高額療養費の自己負担限度額の引き上げに当たって、社保審答申（2/27）でも「院内看護化の推進等による付添看護問題の改善、不適正な保険外負担の解消」を指摘しており、その詳細な実態を早急に明らかにすること。

基準看護承認病院における付添看護の即時廃止、3人室以上の差額ベッド料の即時廃止などの展望を示すよう求める。

6. その他

老人保健制度全般について、3年後の見直し規定を設けること。